

第 4743 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 6月 5日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 物納不適格財産

**Q**：この度の税制改正で、相続税の物納不適格財産が改正されたとか。どのようなになったのですか？

**A**：一定の財産が追加されました。

### 【解説】

相続税では、税額を金銭でも延納でも困難な場合に物納を認めていますが、一定の財産については管理处分不適格財産として物納できないこととなっています。

今回の税制改正では、次の財産が物納不適格財産として追加されています。

#### ◆不動産

地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの

- ①暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- ②暴力団員等によりその事業活動を支配されている者
- ③法人で暴力団員等を役員等とするもの

#### ◆株式

暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員とする株式会社が発行した株式

